

各 業 者 殿

入 札 等 説 明 書

本工事について、ご注意いただきたいことは、次のとおりです。

工 事 名	令和 7 年度公共下水道試掘調査業務委託その 1
(1) 施工上の注意事項	1. 関係法令を遵守すること。 2. 本工事は大阪府発行の土木工事共通仕様書、土木請負工事必携、土木工事管理基準及び高槻市下水道管渠工事共通仕様書によるものとする。 3. 施工については、工期内に完成検査を受検できる体制で行うこと。 4. 境界プレートなど、施工前に確認すること。
(2) 見積上の注意事項	1. 積算は「令和 6 年度建設工事積算基準」および「令和 6 年度下水道用設計標準歩掛表」等を適用している。 2. 労務単価は、「令和 7 年 3 月公表単価」等を適用している。 3. 単価適用年月日は「令和 7 年 6 月」等である。 4. 施工地域区分は「一般交通影響有り(2)-2」である。 5. 工種区分は「下水道工事(2)」である。 6. 交通誘導員は通行人・車両の安全を確保できる配置を見込むこと。 7. 本工事は、開削工法である。 8. 施工は、昼間・夜間施工を想定している。
(3) その他必要事項	1. 高槻市では、環境に配慮した工事を推進している。具体的には、環境負荷の少ない建設機械の使用促進や、リサイクル材の使用促進、建設副産物のリサイクルの推進に取り組んでいる。 そこで、本工事についても環境に配慮した設計をしているので、設計書に準じ工事を施工すること。 2. 道路使用許可申請に係る書類については、受注者にて作成し市担当者の承認を得た上で、受注者により道路使用許可申請を行うこと。 尚、所轄警察署より道路使用許可を受けた後、速やかに、「道路使用許可証の写し」を提出すること。 3. 受注者は、大阪府が行う建設副産物の実態調査のため、再生資源利用「促進」(計画・実施)書を作成するものとする。なお、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(リサイクル法)の対象工事については、法に基づき各種書面を提出すること。なお、提出書式については、担当者と協議すること。 4. 落札者決定後、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。